

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	障がい福祉課	検索番号	4-4
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	根拠条項	66-3	
不利益処分	指定自立支援医療機関 (更生医療) の自立支援医療費の差止め			
(根拠規定)				
○障害者総合支援法第66条第3項 指定自立支援医療機関が、正当な理由がなく、第1項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定自立支援医療機関に対する市町村等の自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。				
(処分基準)				
○愛媛県指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) に対する指導等実施要領 (平成26年3月20日付け25障第1295号愛媛県保健福祉部長通知)				
第1 趣 旨 この要領は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第66条の規定に基づき、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) (以下「自立支援医療機関という。」) に対して行う指導及び自主点検 (以下「指導等」という。) について、基本的事項を定める。				
第4 実施方法等				
1 自主点検 当分の間、次のとおり自主点検を実施する。				
(1) 自主点検の実施方法 全ての指定自立支援医療機関は、県ホームページに掲載する別紙1「主眼事項及び着眼点」及び別紙2「障害者自立支援医療 (育成医療・更生医療) 自主点検票」 (以下「自主点検票」という。) をダウンロードし、毎年自主点検を実施するものとする。				
(2) 自主点検結果 (自主点検票) の提出 指定自立支援医療機関は、指定更新申請の際に、前回指定更新 (初めての更新の場合は新規指定) 以後に実施した自主点検結果をすべて県に提出するものとする。				
2 実地指導 提出された自主点検票の内容を確認し、必要に応じて、実地指導を行う。 なお、実地指導実施中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。				
(その他)				